

平成 29 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 昭 文 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 黒 田 茂 夫
コ ー ド 番 号	9 4 7 5 東 証 第 一 部
問 合 せ 先	取 締 役 兼 執 行 役 員 管 理 本 部 長 大 野 真 哉
T E L	0 3 - 3 5 5 6 - 8 1 7 1

平成 30 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 に 係 る

承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 に 関 し、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議し、本日同申請書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をおかけしておりますこと深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

第 59 期（平成 30 年 3 月 期）第 1 四 半 期 報 告 書
（自平成 29 年 4 月 1 日至平成 29 年 6 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

平成 29 年 8 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 9 月 13 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社では、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 58 期定時株主総会における決議に基づき、当期（平成 30 年 3 月 期）より会計監査人を変更しております。後任の会計監査人による平成 30 年 3 月 期 第 1 四 半 期 の レ ビ ュ ー 手 続 き の 中 で、過 年 度 で あ る 平 成 27 年 3 月 期 の 期 末 決 算 で の 減 損 処 理 に お け る 繰 延 税 金 負 債 の 計 上 に 誤 り が あ る の で は な い か と の

指摘がありました。その指摘に対し前任の会計監査人の意見を聞いたうえで当社内で検討した結果、当時の処理は誤っており、過年度決算を遡及修正する必要があるものと判断いたしました。

修正内容につきましては、次の通りです。当社では、従来より税効果会計においては繰延税金資産については全額否認、繰延税金負債のみ計上してまいりました。その様な中、平成27年3月期期末決算において土地等の減損処理に伴う税効果会計において、減損に伴い発生する将来減算一時差異についても全額否認となるため、繰延税金資産は計上しませんでした。が、当時減損対象となった土地の中に、以前合併に伴い繰延税金負債を計上していた土地が含まれており、正しくはその繰延税金負債を取り崩すべきところ、取り崩さないまま計上しておりました。この誤りを修正することに伴い、繰延税金負債の金額が460百万円減少するとともに当期純損失の金額が同額減少、その後の利益剰余金が同額増加する可能性があります。

上記誤りは、金額的影響も大きいことから、過去に提出した第56期有価証券報告書（平成27年3月期）及びそれ以降の四半期報告書、有価証券報告書（直近提出の第58期有価証券報告書（平成29年3月期）まで）全てに対して遡及修正し訂正報告書を提出することが必要となりました。

これに伴い、今後のスケジュールといたしましては、訂正対象の有価証券報告書、四半期報告書における訂正個所の特定及び訂正数値の確認、訂正報告書の作成に約2週間、訂正報告書の監査、レビュー手続き及び監査報告書、四半期レビュー報告書の受領までに10日程度が見込まれるため、当連結会計年度の期首残高等を確定するために必要な過年度の連結財務諸表及び財務諸表の訂正が平成30年3月期第1四半期報告書の提出期限である平成29年8月14日までに完了しない見込みとなりました。

この結果当該第1四半期報告書につきましても、上記訂正後の当連結会計年度の期首残高等に基づく四半期報告書の作成、その追加レビュー手続き及び四半期レビュー報告書の受領までに約1週間程度が見込まれるため、提出期限までに提出できない見込みとなりましたため、当該第1四半期報告書の提出期限の延長申請を行うこととなりました。

5. 今後の見通し

今後の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、すみやかに開示いたします。

四半期報告書の提出期限延長に関する申請が承認された場合、その提出期限である平成29年9月13日までは、平成30年3月期第1四半期報告書の提出・開示を完了する予定であります。

以上